

《仮訳（要約）》

BfR 推奨基準 36-1

クッキングペーパー、濾紙、フィルター層に関する勧告

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

https://www.bfr.bund.de/en/bfr_recommendations_on_food_contact_materials-308503.html

※ 原典(7 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。
翻訳は省略。

概要：

本勧告は、食品と接触する紙・板紙、ボードの製造工程で使用される原材料全般（第Ⅰ部）、製造助剤全般（第Ⅱ部）、特殊原材料および製造助剤（第Ⅲ部）に適用される。

さらに、紙の製造工程では、製造装置を清潔に保ち、腐食から保護するために物質が使用されるが、これらの物質については、本勧告を適用しないものとする。紙製品の製造者または販売者は、これらの物質について食品規制（特に規則（EU）No.1935/2004）を遵守する責任がある。ただし、上記の適用を受ける本勧告に記載されている物質は、2013年以前に記載されたものである。

適用範囲：

食品・日用品・飼料法典（LFGB）セクション 2, パラグラフ 6, ナンバー 1 に記載されている商品としての製造に、高温抽出を目的とする紙（例：ボイルインバッグパッケージ、ティーバッグ、ホットフィルターペーパー）または抽出（ろ過）を目的とするフィルター層の使用は、それらが意図した目的に適し、以下の条件にも適合している必要がある。

I. 原材料全般

繊維質材料、補助剤

II. 製造助剤

スライムシード、紙漂白剤、防腐剤、脱水促進剤、分散剤、泡消し剤、

III. 特別な原材料と製造補助剤

煮込み袋パッケージ用、ティーバッグ用、ホットフィルター用のホットフィルターペーパーやフィルターレイヤー用、冷却フィルトレーション用フィルターレイヤー、